



1月・2月の予定



1月

2月

月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
4	5 JSK 仕事始め ①	6	7	8	9	10
11 成人の日	12 ②	13	14	15	16	17
18	19	20 ③	21	22	23	24
25	26	27	28 サロン セミナー	29	30	31

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
④⑤⑥						
8	9	10 サロン セミナー ⑦	11 建国 記念の日	12	13	14
15	16 ⑧	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29 ⑨						

《1月》

- ①平成27年10月決算法人の確定申告と納税、平成28年4月決算法人の中間(予定)申告と納税期限(決算応当日まで)
社会保険料、児童手当拠出金(平成27年11月分)納付期限(銀行が年末休業のため1月4日まで)
- ②源泉徴収税額、特別徴収税額(12月分)・年末調整の結果による源泉徴収税額納付(12日)
- ③納期の特例の適用を受けている場合の源泉徴収税額(平成27年7月～12月分)の納付期限(20日)
- ④各種資料の提出期限
1)給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表(⇒所轄税務署)
(1月31日が日曜日のため2月1日)
2)給与所得報告書・特別徴収票(⇒各市町村)
(1月31日が日曜日のため2月1日)
3)固定資産税の償却資産申告書(⇒資産所有各市町村)
☆納期が異なるところもあるので注意してください。
(1月31日が日曜日のため2月1日)
- ⑤社会保険料、児童手当拠出金(12月分)納付期限(1月31日が日曜日のため2月1日)
労働保険料第3期納付(1月31日が日曜日のため2月1日)
- ※1)平成27年11月決算法人の確定申告と納税、平成28年5月決算法人の中間(予定)申告と納税期限(決算応当日まで)
(1月31日が日曜日のため2月1日まで)

《2月》

- ⑥平成27年分贈与税の申告・納付の開始(2月1日～3月15日まで)
- ⑦源泉徴収税額、特別徴収税額(1月分)納付(10日)
- ⑧平成27年分所得税・個人住民税・個人事業税の確定申告・納税の開始(2月16日～3月15日まで)
- ⑨社会保険料、児童手当拠出金(1月分)納付期限(29日)
- ※2)平成27年12月決算法人の確定申告と納税、平成28年6月決算法人の中間(予定)申告と納税期限(決算応当日まで)
(2月28日が日曜日のため2月29日)
- ※3)固定資産税(都市計画税)第4期分の納付
☆各市町村によって納付期限は異なりますのでご注意ください。

イベント紹介



平成27年11月16日(日)
6年ぶりに有楽製菓株式会社にて日本一セミナーを開催しました。

じょうの
税理士上能はいつでも、どこへでも出かけて行きます。

お気軽に声をかけて下さい。

また、お近くへお越しの際は、いつでもお気軽にお越し下さい。

社員一同お待ちしております。